



法定後見制度  
の利用のススメ

vol.1

年をとって、お金の管理や  
契約がむずかしくなったら

『後見人』を  
つけませんか？



りーかるさぽーと  
にゅーす

legal support news

# 年をとってお金の管理や契約がむずかしくなったら、「後見人」をつけませんか？



ワシ、自分でお金の管理がちゃんとできるか自信がなくなってきてるんじゃ…

ひとり暮らしのおじいちゃんもの忘れが多くなってきちゃった！

## No.01

### ☑ 「後見人」って？

年をとったり、病気をしたりすると、自分で判断する作業がむずかしくなることがあります。そんなとき、本人に代わってお金の管理や契約などをしてくれるのが「後見人」です。

## No.02

### ☑ どうやってはじめるの？

判断能力がおとろえた本人のために、家族などが家庭裁判所に必要な書類を提出して申立てることで、裁判所が本人にふさわしい「後見人」を選んでくれます。

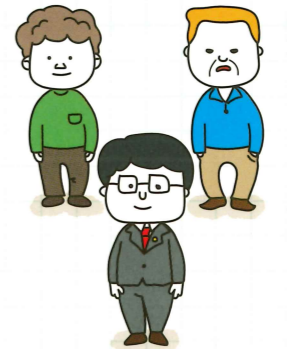


申し立てできるのは、本人、配偶者、四親等内の親族・市長などです。

## No.03

### ☑ だれが「後見人」になるの？

「後見人」になってほしい人がいる場合は、あらかじめ家庭裁判所に伝え、ふさわしいと判断されると選ばれます。家族がなる場合もあれば、「後見人」を仕事としている「プロ」がなる場合もあります。



プロにまかせれば安心だね！



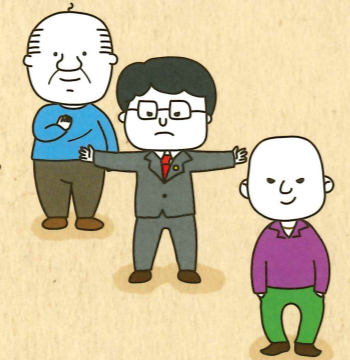
書類を用意するのがたいへん… 「後見人」になってほしい人がいない… そんなときは、リーガルサポートに相談しよう！

## 「後見人」のお仕事

### その1

#### お金を守る

あなたがお金をもらうことや支払うことを忘れないように、お金や通帳をあずかって、きちんと管理します。悪い人にだまされないようお金を守ったり、もしだまされておかしな約束をしても取り消したりします。



### その2

#### 生活を守る

あなたの気持ちによりそって、必要な介護のサービスを利用したり、入院するための手続をして、あなたの生活を守ります。家を売るときなど大事なことを決めるときも、後見人が助けます。



### その3

#### 裁判所に報告する

「後見人」がしっかり仕事をするように監督するのが家庭裁判所。そのため「後見人」は、必要なとき裁判所に報告しなくてはなりません。「後見人」の仕事にかかるお金は、本人がいくらもっているか、「後見人」がどんな仕事をしたかによって裁判所が決めます。



#### 判断能力に応じたサポート

判断能力に応じて、後見人、保佐人、補助人がつき、サポートの内容が変わります。



大 ← 〈支援〉 → 小



要らない高いモノを買わされなくてよかったね！

良い介護サービスが選べてよかった！



裁判所がチェックするから、勝手にお金が使われたりすることはないんだ！



# リーガルサポートにお任せください

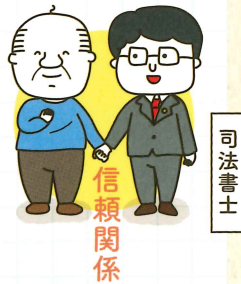
## 「成年後見制度」にのっとり、判断が不十分な方々の、暮らしと財産を守ります

リーガルサポートは、「成年後見制度」を通じて、判断能力が不十分な方々の暮らしと財産を守れるよう、司法書士が中心となって設立された公益社団法人。日本全国に50の支部があります。

司法書士は親族以外の第三者の後見人として、最も多く選ばれている専門職です。

### 成年後見制度

認知症や知的障がいのある方など、判断能力が不十分な方々を支援する制度。介護・福祉サービスの契約、銀行との取引、各種費用の支払い、年金の受給など、様々な手続や財産管理などがサポートされます。



### 任意後見制度

判断能力が不十分となる前に、自分で後見人と将来の契約を結ぶもの。後見人に何をしてもらうかを、あらかじめ決められます。

### 法定後見制度

すでに判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所が後見人等を選ぶもの。後見人はご本人のかわりに法律行為等を行います。

リーガルサポートでは、一定の指導や研修を行うことで“専門職後見人”を養成しています。会員である司法書士が後見人となった場合には厳しく監督し続け、誰もが「成年後見制度」を安心して利用できるよう努めています。

リーガルサポートの  
**終活安心**  
サポート

まだまだ元気な時のサポート

見守り  
契約

認知症などが進んだ時のための備え

任意後見  
契約

身体がしんどくなってきた時のサポート

財産管理等  
委任契約

亡くなった後の備え

死後事務  
委任契約

リーガル  
サポート  
の電話相談

**Tel.06-4790-5656** 土・日・祝を除く平日 13:00~16:00

成年後見についての質問、ご相談、お気軽にお電話ください。

**無料**の面接相談も行っています

谷町四丁目 / 大阪司法書士会館

**毎週木曜**

〈祝日は除く〉

13:00~16:00

〈受付〉15:30まで

予約不要



Tel. 06-4790-5643  
大阪市中央区和泉町1-1-6

堺東 / 司法書士総合相談センター堺

**毎週火曜**

〈祝日は除く〉

13:30~16:30

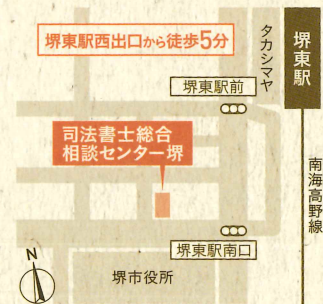
〈受付〉15:40まで

完全予約制

Tel. 06-6943-6099

平日10:00~16:00に  
お電話でご予約ください。

堺市堺区中瓦町2-3-29 瓦町ウエノビル4階



発行元  
リーガルサポートおおさか  
〒540-0019 大阪市中央区和泉町1-1-6  
Tel.06-4790-5643

<https://www.legal-support-osaka.jp/> (リーガルサポートおおさか)  
<https://www.legal-support.or.jp/> (公益社団法人 成年後見センターリーガルサポート)